

京都市上下水道局告示第26号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年7月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者

- (1) 大阪府守口市梶町1丁目48-1
株式会社 オールイン
代表取締役 鈴木 功次郎
- (2) 廃止年月日
平成26年4月30日

2 廃止届出業者

- (1) 京都市伏見区深草平田町3-3
有限会社 KAWAI
代表取締役 河井 大
- (2) 廃止年月日
平成26年5月22日

3 廃止届出業者

- (1) 京都市上京区下立売通浄福寺東入下丸屋町493-1
有限会社 西村商店
代表取締役 西村 義男
- (2) 廃止年月日
平成26年5月22日

(上下水道局水道部給水課)